

九重町新型コロナウイルス 感染症緊急対策利子補給事業

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、売上高の減少等の影響を受けている町内の中小企業・小規模事業者向けに3つの利子補給制度を創設しました。なお、重複しての利用はできませんのでご注意ください。

①新規借入（「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資」の利子補給）

大分県が創設した新型コロナウイルス対策融資の利用者に対し、支払利子を補給します。
補給限度借入額：2,000万円、補給額：全額、利子補給期間：最大3年

②折返し融資

（既存の借入金の当初借入額を限度とする追加融資への利子補給）

すでに玖珠郡内の金融機関から借入れを行っている融資を、借入れ当初の金額を上限として行われる追加の融資に対し、今回の追加金額相当に対する支払利子を補給します。（いわゆる折返し融資）

※大分県保証協会の保証付に限る

補給限度額：年間10万円、利子補給期間：最大3年

③返済猶予

（既存の借入金を条件変更した場合、対象期間中の利子補給）

すでに玖珠郡内の金融機関から借入れを行っている融資を、金融機関との協議によって借入れ条件の変更を行い、返済の猶予が一定期間行われた場合、返済の猶予が一定期間行われた場合、返済猶予期間中の支払利子を補給します。

（返済猶予）

補給限度額：年間10万円、利子補給期間：最大3年（返済猶予期間）

○対象者：町内の中小企業・小規模事業者であって、セーフティネット保証（4号、5号）又は危機関連保証の認定を受けた方

○適用期間：令和2年3月5日～令和2年9月4日の間に上記のいずれかに適用する方

※お支払いいただいた利子は毎年12月までを一括りとして、翌年に補給します。

○取扱金融機関：大分銀行このえ支店・玖珠支店、大分県信用組合玖珠支店
豊和銀行玖珠支店、日田信用金庫玖珠支店

まずは、九重町商工会の窓口までご相談ください。

制度に関するお問合せ：九重町 商工観光・自然環境課 商工・企業誘致グループ

☎0973-76-3150